

議案第 11 号

専決処分の承認を求めることについて

大野市教育委員会教育長事務委任規則第 1 条第 10 号に規定する教育委員会の権限に属する事項について、同規則第 3 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

使用料等の見直し等に伴い、所要の改正を行うため

専決処分書

大野市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、大野市博物館設置条例の一部を改正する条例案について、次のとおり専決処分する。

令和7年1月28日

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

大野市博物館設置条例の一部を改正する条例

大野市博物館設置条例（平成１７年条例第６０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(運営協議会) 第１３条 <u>法第２３条第１項</u> の規定に基づき、大野市博物館運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。 ２～４ （略）	(運営協議会) 第１３条 <u>法第２０条第１項</u> の規定に基づき、大野市博物館運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。 ２～４ （略）

別表を次のように改める。

別表（第９条関係）

博物館入館料

（単位：円）

種別	区分	大人	小人
大野市歴史博物館 大野市民俗資料館	個人	４００	無料
	団体	２００	
	身体障害者手帳等所持者	２００	
	年間	１，３００	

備考

- 入館料の額は１館当たりの額とする。
- 小人は、中学生以下とする。
- 団体は、３０人以上とする。
- 身体障害者手帳等所持者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳又は戦傷病者手帳のいずれかを所持する者とする。
- 身体障害者手帳等所持者の介助を目的に施設を利用する場合は、介助者１人に限り、当該介助者の入館料の額は２００円とする。
- 身体障害者手帳等所持者の年間入館料の額は６５０円とする。
- その他市長が特に必要と認めるときは、入館料をその都度定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

○大野市博物館設置条例

別表（第9条関係）

【改正後】

博物館入館料

（単位：円）

種別	区分	大人	小人
大野市歴史博物館 大野市民俗資料館	個人	4 0 0	無料
	団体	2 0 0	
	身体障害者手帳等所持者	2 0 0	
	年間	1 , 3 0 0	

備考

- 1 入館料の額は1館当たりの額とする。
- 2 小人は、中学生以下とする。
- 3 団体は、30人以上とする。
- 4 身体障害者手帳等所持者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳又は戦傷病者手帳のいずれかを所持する者とする。
- 5 身体障害者手帳等所持者の介助を目的に施設を利用する場合は、介助者1人に限り、当該介助者の入館料の額は200円とする。
- 6 身体障害者手帳等所持者の年間入館料の額は650円とする。
- 7 その他市長が特に必要と認めるときは、入館料をその都度定める。

別表（第9条関係）

【改正前】

博物館入館料

（単位：円）

種別	区分	大人	小人
大野市歴史博物館 大野市民俗資料館	個人	3 0 0	無料
	団体	1 5 0	
	身体障害者手帳等所持者	1 5 0	
	年間	1 , 0 0 0	

備考

- 1 入館料の額は1館当たりの額とする。
- 2 小人は、中学生以下とする。
- 3 団体は、30人以上とする。
- 4 身体障害者手帳等所持者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳又は戦傷病者手帳のいずれかを所持する者とする。
- 5 身体障害者手帳等所持者の介助を目的に施設を利用する場合は、介助者1人に限り、当該介助者の入館料の額は150円とする。
- 6 大野市歴史博物館、大野市民俗資料館の身体障害者手帳等所持者の年間入館料の額は500円とする。
- 7 その他市長が特に必要と認めるときは、入館料をその都度定める。